

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第54条第2項		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第2項及び同条第3項の規定において準用する第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く） 別紙のとおり 指定自立支援医療機関の指定について（平成18年3月03日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）(別紙1) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成25年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(薬局30日 /その他医療機関60～150日) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成 年 月 日
所管部署	福祉部 障がい福祉課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(指定自立支援医療機関の指定)

第五十九条

2 都道府県知事は、[前項](#)の申請があった場合において、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、[健康保険法第六十三条第三項第一号](#)に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、自立支援医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて[第六十三条](#)の規定による指導又は[第六十七条第一項](#)の規定による勧告を受けたものであるとき。

三 申請者が、[第六十七条第三項](#)の規定による命令に従わないものであるとき。

四 [前三号](#)のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

3 [第三十六条第三項\(第一号から第三号まで及び第七号を除く。\)](#)の規定は、指定自立支援医療機関の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条

3 都道府県知事は、[第一項](#)の申請があった場合において、[次の各号](#)(療養介護に係る指定の申請にあっては、[第七号](#)を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、[この法律](#)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、[第五十条第一項](#)([同条第三項](#)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、[第五十一条の二十九第一項](#)若しくは[第二項](#)又は[第七十六条の三第六項](#)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る[行政手続法\(平成五年法律第八十八号\)第十五条](#)の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、[この号本文](#)に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 申請者が、[第五十条第一項](#)、[第五十一条の二十九第一項](#)若しくは[第二項](#)又は[第七十六条の三第六項](#)の規定による指定の取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](#)の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に[第四十六条第二項](#)又は[第五十一条の二十五第二項](#)若しくは[第四項](#)の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、[第四十八条第一項](#)([同条第三項](#)において準用する場合を含む。)又は[第五十一条の二十七第一項](#)若しくは[第二項](#)の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき[第五十条第一項](#)又は[第五十一条の二十九第一項](#)

若しくは[第二項](#)の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に[第四十六条第二項](#)又は[第五十一条の二十五第二項](#)若しくは[第四項](#)の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 [第八号](#)に規定する期間内に[第四十六条第二項](#)又は[第五十一条の二十五第二項](#)若しくは[第四項](#)の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、[同号](#)の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに[第四号](#)から[第六号](#)まで又は[第八号](#)から[前号](#)までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が[第四号](#)から[第六号](#)まで又は[第八号](#)から[第十一号](#)までのいずれかに該当する者であるとき

(指定自立支援医療機関の指定に関する読替え)

第三十七条 [法第五十九条第三項](#)の規定による技術的読替えは、[次の表](#)のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項各号列記以外の部分	第一項	第五十九条第一項
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)	第四号から第六号まで又は第八号から第十三号まで
第三十六条第三項第六号	第五十条第一項(同条第三項) において準用する場合を含	第六十八条第一項

	む。以下この項において同じ。)又は 第五十一条の二十九第一項 若しくは 第二項	
	サービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人	医療機関の管理者
	指定障害福祉サービス事業者の	指定自立支援医療機関(第五十四条第二項 に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下この号において同じ。)の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定自立支援医療機関の開設者
第三十六条第三項第八号	第五十条第一項 又は 第五十一条の二十九第一項 若しくは 第二項	第六十八条第一項
	第四十六条第二項 又は 第五十一条の二十五第二項 若しくは 第四項 の規定による事業の廃止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条 の規定による指定の辞退の申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該申出
第三十六条第三項第九号	第四十八条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。)又は 第五十一条の二十七第一項 若しくは 第二項	第六十六条第一項
	第五十条第一項 又は 第五十一条の二十九第一項 若しくは 第二項	第六十八条第一項
	第四十六条第二項 又は 第五	障害者の日常生活及び社

	十一條の二十五第二項 若しくは 第四項 の規定による事業の廃止の届出	会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十條 の規定による指定の辞退の申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該申出
第三十六條第三項第十号	第四十六條第二項 又は 第五十一條の二十五第二項 若しくは 第四項 の規定による事業の廃止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十條 の規定による指定の辞退の申出
	当該届出	当該申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
第三十六條第三項第十一号	障害福祉サービス	自立支援医療

第2 審査(確認)

審査(確認)については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

2 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

(2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

(4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置(機器)を備えていること。

(5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料

の施設基準等」(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号)で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的な HIV 感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

(7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者(管理薬剤師)が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

(8) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。)にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。